

人閣議第一四四号

起案 平成五年六月二八日

裁可 上奏決議 平成五年七月二日

施行 平成五年七月二日

人事記録済
挿札記入済

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣参事官

後藤田国務大臣

張海外不仕

田名部国務大臣

森國務大臣

中村国務大臣

河野国務大臣

高鳥国務大臣

河野国務大臣

中山国務大臣

河野国務大臣

河野国務大臣

武藤国務大臣

五

越智国務大臣

五

村田国務大臣

五

鹿野国務大臣

五

井上国務大臣

五

井上国務大臣

林義国務大臣

五

森国務大臣

五

北国務大臣

五

渡辺国務大臣

五

林天国務大臣

五

林天国務大臣

丹羽国務大臣

五

村上国務大臣

五

北国務大臣

五

鹿野国務大臣

五

井上国務大臣

五

井上国務大臣

検事長に任命する

次長検事

検事

内閣

内閣

内閣

内閣

内閣

内閣

一級に叙する

一級に叙する

一級に叙する

一級に叙する

一級に叙する

一級に叙する

一級に叙する

一級に叙する

一級に叙する

検事長に任命する

一級に叙する

同同検事

村田増井栗田

恒彦清啓

二

検事長

井嶋

一友

一友

一友

一友

一友

一友

記

次長検事 土肥孝治
検事長に任命する
一級に叙する

高松高等検察庁検事長 検事長 井嶋一友
次長検事に任命する
一級に叙する

横浜地方検察庁検事正 検事 村田恒
検事長に任命する
一級に叙する

最高検察庁検事 検事 栗田啓二
公安調査庁長官
検事長に任命する
一級に叙する

東京地方検察庁検事正 検事 増井清彦
検事長に任命する
一級に叙する

(平成5年7月2日付け)

法務省入任第1747号
平成5年6月25日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、
閣議の上、発令願います。

なお、本件は、平成5年6月30日付けで退官予定の東京高等検察庁検事長藤永幸治の後任に大阪高等検察庁検事長吉永祐介を、その後任に次長検事土肥孝治を、その後任に高松高等検察庁検事長井嶋一友を、その後任に横浜地方検察庁検事正村田恒を、また、同日付けで退官予定の名古屋高等検察庁検事長谷山純一の後任に広島高等検察庁検事長敷田稔を、その後任に公安調査庁長官栗田啓二を、さらに、同月24日限りで米田昭が定年退官し欠員となっている仙台高等検察庁検事長に東京地方検察庁検事正増井清彦を、それぞれ充てようとするものであります。

法務省

本籍	現住所	出生地	年	月	日	事	出生年月日			項	序名
							氏名	昭和八年七月二二日生	旧氏名		
			三〇	一〇	二一	司法試験第二次試験合格				司法試験管理委員会	
			三一	三		京都大学法学部卒業					
			三二	四	一	司法修習生を命ずる				最高裁判所	
			三三	四	三	司法修習生の修習終了					
			三四	五		検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する	法務省	法務省	法務省		
			三五	三	一五	札幌地方検察庁至蘭支部勤務を命ずる					
			三六	六	一三	神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる					
			三七	三	一〇	神戸地方検察庁姫路支部勤務を免する	法務省	法務省	法務省		
			三八	二二	一八	大阪地方検察庁検事に配置換する					
			三九	一〇	一三	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	最高検察庁	最高検察庁	最高検察庁		
			四〇	二	一一	東京地方検察庁検察官事務取扱を免する					
			四一	八	八	アメリカ合衆国、連合王国、デンマーク、スウェーデン、オランダ、西ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア及びフランスの各国へ出張を命ずる					
			四二	八	八	出張期間は昭和四九年九月一〇日から同年一〇月二二日まで					
			四三	八	八	とする					

土肥
孝治

本籍	現住所	出生地	年	月	日	事	氏名		
							出生年月日	昭和七年一〇月七日生	ふりがな いじまかずとも
四	五	三	四	一	一	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	井嶋一友	
						京都大学法学部卒業			
			四	四	一	司法修習生を命ずる		最高裁判所	
			四	四	六	司法修習生の修習終了		最高裁判所	
			四	四	八	検事二級（名古屋地方検察官検事）に採用する	法務省	最高裁判所	
			四	四	八	名古屋地方検察官一宮支部勤務を命ずる	法務省	最高裁判所	
			六	六	三	札幌地方検察官検事に配置換する	法務省	最高裁判所	
			七	七	五	山形地方検察官検察官事務取扱を命ずる	法務省	最高裁判所	
			八	八	三	ただし、期日は三月一九日、一〇日の二日間とする	最高検察院	最高裁判所	
			八	八	二五	東京地方検察官検事に配置換する	法務省	最高裁判所	
			一	一	二五	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	最高検察院	最高裁判所	
			一	一	三	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	最高裁判所	
			二	二	四	任期は昭和四二年一二月三一日までとする	最高検察院	最高裁判所	
			二	二	五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省	最高裁判所	
			二	二	六	任期は昭和四三年三月三一日までとする	最高検察院	最高裁判所	
			三	三	七	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	最高裁判所	
			三	三	一〇	任期は昭和四三年二月三一日までとする	最高検察院	最高裁判所	
			四	四	一	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	最高裁判所	
			四	四	二	任期は昭和四三年二月三一日までとする	最高検察院	最高裁判所	
			五	五	三	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	法務省	最高裁判所	
			五	五	四	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	最高検察院	最高裁判所	

井嶋
一友

井嶋一友

井嶋
一
友

井嶋 一友

			五	七	最高裁判所
			一九	第一一二回国会政府委員を命ずる	内閣
"	"	"	二六	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍 隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代 表代理を命ずる	
"	"	"	二七	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一〇条 による合同会議日本政府代表代理を命ずる	
"	"	"	一〇	第一一二回国会政府委員を命ずる	
"	"	"	一一	第一一六回国会政府委員を命ずる	
"	"	"	一二	第一一八回国会政府委員を命ずる	
"	"	"	一三	法務省刑事局長に充てる 検察官特別考試審査会委員に併任する	法務省
"	"	"	一四	副檢事選考審査会委員に併任する	法務省
"	"	"	一五	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する 司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所
"	"	"	一六	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍 隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代 表代理を免ずる	
"	"	"	一七	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一〇条 による合同会議日本政府代表代理を免ずる	
"	"	"	一八	青春対策審議会幹事に任命する	
九	"	"	一九	青少年問題審議会幹事に任命する	
五	"	"	二〇		

井嶋 一友

井嶋 一友

栗田 啓二

四九 八 一二 一六 辞職を承認する

退職手当は支給しない（国家公務員等退職手当法第八条第一項）

四九 八 一二 一七 職員を命ずる

総裁室法務課長を命ずる

昭和五三 二 八 東京地方検察庁検事に併任する

法務省

昭和五三 二 八 一五 東京区検察庁検事に併任する

法務省

昭和五三 二 八 一五 東京区検察庁上席検察官を命ずる

法務省

昭和五三 二 八 一五 東京地方検察庁検事に併任を解除する

法務省

昭和五三 二 八 一六 東京区検察庁検事の併任を解除する

法務省

昭和五三 二 八 一六 東京地方検察庁検事に配置換する

法務省

昭和五三 二 八 一七 東京地方検察庁交通部長を命ずる

法務省

昭和五三 二 八 一七 東京地方検察庁給務部長を命ずる

法務省

昭和五三 二 八 一七 東京地方検察庁交通部長を免する

法務省

昭和五三 二 八 一七 東京地方検察庁公判部長を命ずる

法務省

昭和五三 二 八 一七 東京地方検察庁総務部長を免する

法務省

法務総合研究所研究官・法務総合研究所研究第一部長に充てる

法務省

栗田 啓一

及びドイツの各国へ出張を命ずる

三表用開立並成里手記第一回里ノハ田表ノナカニ

務省

10
11C

第一二六回 国会政治委員を命ずる

11

1

本籍	現住所	出生地	年	月	日	事	ふりがな		出生年月日	昭和八年九月二日生
							氏名	姓		
			三〇	一〇	二二	司法試験第二次試験合格				司法試験管理委員会
			三一	三		京都大学法学部卒業				
			三二	四	一	司法修習生を命ずる				最高裁判所
			三三	四	三	司法修習生の修習終了				
			三四	五	五	検事二級（札幌地方検察官検事）に採用する				
			三五	三	一五	釧路地方検察官検事に配置換する				
			三六	三	一五	静岡地方検察官検事に配置換する				
			三七	二	八	大阪地方検察官事務取扱を命ずる				
			昭和三八	三	一五	ただし、期日は二月一日、一日限りとする	法務省	省		
						東京地方検察官検事に配置換する	最高検察庁	省		
			三九	八	一六	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	法務省	省		
			四〇	八	一八	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省	省		
			四一	一	二〇	任期は昭和四〇年一二月三一日までとする	法務省	省		
						司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	省		
			四二	一	一〇	任期は昭和四一年一二月三一日までとする	法務省	省		
						検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省	省		
			四三	一	一〇	任期は昭和四一年一二月三一日までとする	法務省	省		
						司法試験（第一次試験）考查委員に併任する	法務省	省		
			四四	一	一〇	任期は昭和四一年一二月三一日までとする	法務省	省		

増井清彦

ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第三次国際連合海洋

増井清彦

増 井 清 彦

平成 元	三	一	かねて東京高等検察庁総務部長を命ずる	法 務 省
	四	一〇	東京高等検察庁総務部長を免ずる	
"	九	四	最高検察庁検事に配置換する	
"	"	"	最高検察庁刑事部長を命ずる	
"	"	"	最高検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
"	"	"	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	"
"	"	"	選挙制度審議会幹事に任命する	内 閣
"	一〇	一〇	矯正保護審議会委員に併任する	法 務 省
"	"	三〇	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	最 高 裁 判 所
"	五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
"	"	一五	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	
"	七	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法 務 省
"	三	二八	東京地方検察庁検事正に配置換する	
"	五	一	矯正保護審議会委員の併任を解除する	
平成 三	五	二三	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する	法 務 省
五	九	一二	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	
			出張期間は平成三年九月二二日から同年一〇月一日までとする	"

年	月	日	事	項	序名	氏名	本籍	現住所	
						出生年月日	昭和八年六月三日生	旧氏名	ふりがな
三〇	一〇	一一	司法試験第二次試験合格				司法試験管理委員会		
三一	一一	三	京都大学法学部卒業						
三二	一	四	司法修習生を命ずる				最高裁判所		
三三	四	三	司法修習生の修習終了						
三四	八	五	検事二級（神戸地方検察庁検事）に採用する				最高裁判所		
三五	二	一	神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる						
三六	二	五	旭川地方検察庁検事に配置換する				法務省		
三七	三	二四	徳島地方検察庁検察官事務取扱を命ずる						
三八	一	四	ただし、期日は八月二十九日、三〇日の二日間とする	法務省	省				
三九	二	六	静岡地方検察庁検事に配置換する	最高検察庁					
四〇	三	一五	静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる	法務省	省				
四一	四	一六	横浜地方検察庁検事に配置換する	最高検察庁					
四二	二	一七	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	法務省	省				
四三	一	一八	東京地方検察庁検事に配置換する	最高検察庁					
四四	一	一九	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	法務省	省				
四五	二	二〇	東京地方検察庁検事に配置換する	最高検察庁					
四五	二	二一	司法研修所教官に充てる	最高裁判所					
四五	二	二二	昭和四九年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	最高裁判所					
四五	一	二九	昭和五〇年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	最高裁判所					
四六	一	一	司法研修所教官に充てる	最高裁判所					

村田
植

村田恒

法務省
印

法務省人任第1594号
平成5年6月25日

内閣総理大臣殿

法務大臣



検事長の定年退官について（通知）

仙台高等検察庁検事長米田昭は、検察庁法第22条の規定により平成5年6月24日限り定年退官したので、通知します。

法
務
省

本籍

よね だ あきら
米 田 昭
昭和 5 年 6 月 25 日生

昭和 28. 3 東大法卒
4 司法修習生
30. 4 任検事
52. 3 東京高検検事
6 仙台地検次席検事
54. 8 東京高検検事
55. 5 東京高検総務部長
56. 1 法務総合研究所研修第一部長
57. 12 最高検検事
58. 12 東京法務局長
60. 7 甲府地検検事正
61. 11 岡山地検検事正
63. 7 最高検総務部長
平成 元. 9 公安調査庁長官
3. 12 仙台高検検事長